

「現場管理, 材料管理」のピックアップ問題 「2.現場管理」の解説集

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24023	現場管理	安全衛生責任者	関係請負人の労働者の数が常時50人以上となる工事現場においては、請負者は統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を選任し、下請業者は安全衛生責任者を選任しなければならない。	労働安全衛生法 第16条 (安全衛生責任者), および労働安全衛生規則 第19条 関係請負人の労働者の数が常時50人以上となる工事現場においては、 <u>請負者は統括安全衛生責任者(現場所長)及び元方安全衛生管理者(元方で工事専属者)を選任し、下請業者は安全衛生責任者(下請現場責任者)を選任しなければならない。</u> なお、労働者の数が常時100人以上となる工事現場においては、請負者は統括安全衛生管理者を選任しなければならない。 よって正しい。	○
26023	現場管理	元方安全衛生管理者	特定元方事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、その者に労働災害を防止するために講じる措置のうち、技術的事項を管理させなければならない。	労働安全衛生法15条の2 特定元方事業者(統括安全衛生責任者を選任した事業者)は、元方安全衛生管理者を選任し、その者に特定元方事業者等の講ずべき措置のうち、技術的事項を管理させなければならない。 よって正しい。(この問題は、コード「21024」の類似問題です。)	○
27022	現場管理	安全衛生責任者	安全衛生責任者は、統括安全衛生責任者との連絡を行うとともに、統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡等を行わなければならない。	労働安全衛生法 第16条1項 (安全衛生責任者), 労働安全衛生規則 第19条 (安全衛生委員会) 安全衛生責任者は、下請負業者が労働者の中から選任し、統括安全衛生責任者と請負人の労働者等の行う作業の連絡調整を行う。 よって正しい。	○
01023	現場管理	作業主任者	山留めの高さが5mである山留め支保工の切ばりの取付けにおいて、「地山の掘削作業主任者」を選任した。	労働安全衛生法施工令 山留め支保工の切ばりまたは腹起しの取付け、または取外しの作業には、 <u>土止め支保工作業主任者の選任が必要である。</u> 地山の掘削作業主任者ではなく、土止め支保工作業主任者である。 よって誤り。(この問題は、コード「18031, 27024」の類似問題です。)	×
01021	現場管理	作業主任者	高さが5mの鉄筋コンクリート造の既存建築物の解体作業においては、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」を選任した。	労働安全衛生法 第14条, 労働安全衛生法施行令 第6条1項十五の五号 高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体等又は破壊の作業についてはコンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任しなければならない。 よって正しい。(この問題は、コード「23022, 27021」の類似問題です。)	○
15022	現場管理	作業主任者	石綿障害予防規則において、事業者は、既存建築物の吹付けアスベストの除去の作業については、解体等作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮を行わせなければならないとされている。	石綿障害予防規則 第19条(石綿作業主任者の選任) アスベスト(石綿)を取り扱う作業を行う場合は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、 <u>石綿作業主任者</u> を選任し、作業の指揮を行わせる。 よって誤り。	×
01022	現場管理	作業主任者	既存建築物の解体工事において、石綿を重量で0.1%を超えて含有する建材を除去するに当たり、「石綿作業主任者」を選任した。	労働安全衛生法第14条, 労働安全衛生法施行令第6条23項 石綿をその重量の0.1%を超えて含有する建材の除去に当たっては、 <u>石綿作業主任者</u> を選任しなければならない。 よって正しい。(この問題は、コード「20052, 28023」の類似問題です。)	○
22014	現場管理	施工体制台帳の設置	発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額の総額にかかわらず、工事の適正な施工を確保するため、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。	建設業法 第24条の8 1項, 建設業法施行令第7条の4 特定建設業者は、発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が、4,500万円(ただし、建築一式工事である場合においては、7,000万円)以上になるときは国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。金額の総額にかかわらず施工体制台帳を作成し、 <u>備え置かなければならない</u> のではないので誤り。(この問題は、コード「16012, 21022」の類似問題です。)	×

P1.

P2

P3.

「現場管理, 材料管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29033	現場管理	施工体制台帳の設置	地方公共団体から直接建設工事を請け負った建設業者は、特定建設業又は一般建設業の許可にかかわらず、下請契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を作成し、建設工の目的物を引き渡すまで工事現場ごとに備え置かなければならない。	建設業法 第24条の8 1項, 建設業法施行令第7条の4 国または地方公共団体から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置く。また、その写しを発注者に提出しなければならない。よって正しい。	○
25023	現場管理	請負契約	建設業の許可を受けて建設業を営む者は、請け負った建設工事を施工するときは、下請けであっても、主任技術者を置かなければならない。	建設業法 第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者(所定の条件に該当する者で、その工事現場における建設工の施工の技術上の管理をつかさどる者)を置かなければならない。よって正しい。	○
30022	現場管理	請負契約	発注者から直接建築一式工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が7,000万円以上になる場合には、監理技術者を置かなければならない。	建設業法 第26条第2項, 第3項 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(=元請け)は、4,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)の工事を下請けに出す場合は、主任技術者ではなく監理技術者を置かなければならない。また、公共性のある工作物又は多数の者が利用する工作物で、かつ、請負金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)の場合は、主任技術者や監理技術者は、原則、兼任ではダメで専任でなければならない。よって正しい。	○
29034	現場管理	請負契約	元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が8,000万円以上の場合、原則として、当該工事には専任の監理技術者を置かなくてよい。	建設業法 第26条第2項, 第3項 公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な工事で、工事1件の請負代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上のものには、工事現場ごとに、専任の主任技術者または監理技術者を置かなければならない。設問の診療所併用住宅は、非居住部分(併用部分)の請負代金の総額が8,000万円以上であるので、原則、専任の監理技術者を置かなければならないので誤り。	×
22021	現場管理	請負契約	工場の改修工事において、防水工事を4,000万円以下で下請けする建設業者は、その防水工事の現場稼働期間に専任の主任技術者を置く必要がある。	建設業法 第26条第1項, 第3項 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者(所定の条件に該当する者で、その工事現場における建設工の施工の技術上の管理をつかさどる者)を置かなければならない。また、公共性のある工作物又は多数の者が利用する工作物で、かつ、請負金額が4,000万円以上の場合には、専任の技術者でなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「21023」の類似問題です。)	○
03023	現場管理	請負契約	発注者から事務所の建築一式工事(請負代金額が8,000万円以上)を請け負った元請業者が当該工事を施工するために置く監理技術者については、当該工事現場に専任の監理技術者補佐を置いた場合であっても、当該工事現場のほかの工事現場の監理技術者を兼務することはできない。	建設業法 第26条, 第26条の3, 建設業法施行令第28条, 第29条 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、専任の監理技術者を置くべき工事現場において、監理技術者の職務を補佐するもの(監理技術者補佐)を、当該工事現場に専任で置く場合、監理技術者(特例監理技術者)は現場の兼務が可能である。なお、兼任できる工事現場の数は2とする。よって誤り。	×
29031	現場管理	専門技術者	元請として建築一式工事を施工する特定建設業者は、当該工事に含まれる請負代金の額が500万円の屋根工事を自ら施工する場合には、当該屋根工事について所定の要件に該当する専門技術者を工事現場に置かなくてはならない。	建設業法 第26条の2 1項 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事(軽微な建設工事を除く。)を施工するときは、専門技術者を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。よって正しい。	○

P3

個人住宅以外

P4

専門技術者??

「現場管理、材料管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29011	現場管理	工事監理	監理者は、監理業務の着手に先立って、監理体制・監理業務内容・監理業務の進め方等の監理方針を策定し、建築主、工事施工者等に対してその監理方針を説明する。	国告(平31)第98号 監理者は、監理業務の着手に先立って、監理体制その他監理業務方針について建築主に説明する。また、監理者は、建築主の承認を受けた後、建築主とともに監理業務方針(監理体制を含む)を工事施工者に説明する。よって正しい。	○
30011	現場管理	工事監理	監理者は、工事監理の着手に先立って工事監理体制その他の工事監理方針について建築主に説明し、その説明後、工事監理方法に変更の必要が生じた場合には、工事施工者に承認を受けたことをもって、工事監理方法を変更する。	国告(平31)第98号 監理者は、工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他の工事監理方針について建築主に説明する。また、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。また、建築主は変更した監理業務方法を講じ施工者に書面をもって通知する。施工者の承認ではなく建築主との協議が必要であるので誤り。	×
02011	現場管理	工事監理	「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成31年国土交通省告示第98号)によると、監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬(ごひゅう)、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、工事施工者に確認したうえで、設計者に報告することになっている。	国告(平31)第98号 監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。設計者ではなく建築主に報告するので誤り。	×
29032	現場管理	解体工事	解体工事業の業種区分の見直しにおいて、平成28年5月31日以前にとび・土工事業の許可を受けて工作物等の解体工事を営んでいた建設業者は、平成28年6月1日から3年間は経過措置として、解体工事業の許可を受けることなく引き続き解体工事を施工することができる。	建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める告示 業種区分の新設(解体工事業)について、施行日(平成28年6月1日)時点で、とび・土工事業の許可を受けて解体工事を営んでいる建設業者は、引き続き3年間(令和1年5月31日まで)は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することができる。ただし、令和1年6月1日以降は、解体工事業の許可を受けた建設業者でなければ解体工事を施工してはいけない。よって正しい。	○
25024	現場管理	仮設計画	枠組足場の組立て又は解体作業において、枠組足場上の作業については、枠組足場の段数が2段目までであれば、満18歳に満たない者を就業させてもよい。	労働基準法 第62条、年少者労働基準規則 第8条 事業者は、満18歳未満の者を、足場の組立、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助業務を除く)に就かせてはならない。よって誤り。	×
02024	現場管理	仮設計画	建築物内部の枠組足場の組立及び解体作業において、1段目の枠組足場上の作業であったので、満16歳の者を従事させた。	労働基準法 第62条、年少者労働基準規則 第8条 事業者は、満18歳未満の者を、足場の組立、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助業務を除く)に就かせてはならない。よって誤り。	×
27033	材料の保管	既製杭	負の摩擦力対応杭(SL杭)を、屋外に長期間保管するに当たり、杭表面に特殊アスファルトが塗布されているので、搬入時の荷姿のまま存置した。	JASS4 負の摩擦力対応杭(SL杭)は、杭表面に特殊アスファルトが塗布されており、運搬、取扱い時には、剥がれ、塗装の損傷などが発生しないように注意する。特にSL杭の長期間にわたる保管は、外気温の変化などによって塗布材が流動変化したり、損傷するおそれがあるので好ましくない。よって誤り。	×
03031	材料の保管	既製杭	工事現場に仮置きする既製コンクリート杭については、仮置きするための場所が狭かったので、所定の措置を講じたうえで、同径のものを平置きで2段まで積み重ねる計画とした。	JASS4 現場で杭を仮置きするときは、地盤を水平にならし、まくら材(10cm角程度の角材)を支持点として1段に並べる。それぞれの杭には、移動止めのかさびを施すようにする。やむをえず2段以上とするときは、必ず同径のものを並べ、まくら材は同一鉛直上にあるようにし、つり込み時には1段に並べなおす。杭頭の方は、引込み方向に向けて置くことが望ましい。よって、所定の措置を講じたうえで、同径のものであれば、2段まで積み重ねて保管してもよいので正しい。	○

↓
P7.

↓
P8

「現場管理, 材料管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
21091	材料の保管	型枠材料	コンクリート打放し仕上げに使用するせき板の材料については、ウレタン系樹脂により表面処理をしたコンクリート型枠用合板のうち、ほとんど損傷のないものを転用した。	型枠の設計・施工指針案 表面加工コンクリート用型枠用合板は、耐アルカリ性に優れたウレタン系、アクリル系などの樹脂で表面処理した合板で、木材とセメントの化学反応を防止するほか、せき板のむしれ、われなどを防止し、コンクリートとの剥離を容易にするなどの利点を有している。よって正しい。(この問題は、コード「17103」の類似問題です。)	○
25034	材料の保管	溶接材料	ガスシールドアーク溶接において、梱包を解いた後、数日間適切に保管したソリッドワイヤについては、ワイヤの表面に錆がなかったため、そのまま使用した。	鉄骨工事術指針 ガスシールドアーク溶接の溶接材料に用いられるソリッドワイヤは、防錆と通電を考慮して、ワイヤ表面に微量の銅メッキが施されており、乾燥の必要はない。よって、ワイヤの表面に錆がない場合は、そのまま使用してもよい。ただし、梱包を解いた後、通常の保管状態ならば数日間は発錆することはないが、表面にほこりが付着していると吸湿し、錆びやすくなる。発錆したワイヤは、溶接時に送給不良が生じたり、通電が阻害され溶接条件が不安定となり溶接欠陥が発生しやすくなるので使用してはならない。よって正しい。(この問題は、コード「22033」の類似問題です。)	○
20014	材料の保管	AS防水材料	アスファルトルーフィングの保管については、直射日光を避け、湿気の影響を受けない屋内の乾燥した場所に平積みとした。	建築工事監理指針 ルーフィング類は、吸湿すると施工時に泡立ち、耳付き等接着不良になりやすいので、屋外で雨露にさらしたり直接地面に置いたりしないで、屋内の乾燥した場所に立積みしておく。よって誤り。	×
17042	材料の保管	セメント	左官工事に使用するセメントについては、床を30cm以上高くした倉庫に湿気を防ぐ状態で保管し、その袋の積み重ねについては、10袋以下とした。	JASS15 セメント・せっこうプラスターなどの水硬性材料は、湿気を吸うと硬化しなくなるので、材料保管場所は床を30cm以上上げた倉庫などに乾燥状態で保管する。袋の積み重ねは10袋以下とする。また、製造後4ヶ月を経過したものは使用しないほうがよい。よって正しい。	○
27031	材料の保管	板ガラス	車輪付き裸台で運搬された外装に使用するガラスは、室内に保管場所がなかったため、裸台に乗せたまま、屋外に、防水シートを掛け雨露等がかからないように養生をして保管した。	JASS17 木箱、パレットあるいは車輪付き裸台で運搬してきたガラスは、そのまま保管する。保管は原則として室内とし、やむを得ず屋外保管となる場合は、必ず防水シートを掛け雨露がかからないように養生する。よって正しい。	○
22034	材料の保管	木製建具	木製建具の保管に当たって、障子や襖は立てかけとし、フラッシュ戸は平積みとした。	JASS16 木製建具の保管で注意する点は、框・棧の位置をそろえ、中棧などに他の框などが当たらないようにすることである。よって框などが傷つきやすい障子や襖は立てかけとし、片面あるいは両面に平らな板を張ったフラッシュ戸は平積みとする。よって正しい。	○
21032	材料の保管	壁紙	巻いた状態で搬入された壁紙の保管については、乾燥した室内で、雨水や直射日光の当たらない場所に立置きとし、ビニルシートにより養生した。	建築工事監理指針 巻いた状態で搬入された壁紙は、くせが付かないように立てて保管する。なお、直接日光を受けないように、また塵埃その他による汚れを生じないようにポリエチレンフィルムを掛けるなど適切な養生を行う。よって正しい。	○
23032	材料の保管	ロールカーペット	工事現場に搬入されたロールカーペットの保管については、縦置きせず、横に倒して3段までの積みとした。	JASS26 保管場所は必ず屋内の平坦な場所に設け、雨露・直射日光・湿気による材料の汚れ・損傷・変色・変形などを防止するため、下地に直接置かないようにする。また、ロールカーペットは縦置きせず、必ず横に倒して、2~3段までの積みで保管する。タイルカーペットの場合は5~6段とする。よって正しい。(この問題は、コード「16035」の類似問題です。)	○
28032	材料の保管	タイルカーペット	工事現場に納入されたカーペット類のうち、タイルカーペットについては、材料が荷崩れしないように、5~6段積みまでとして保管させた。	JASS26 保管場所は必ず屋内の平坦な場所に設け、雨露・直射日光・湿気による材料の汚れ・損傷・変色・変形などを防止するため、下地に直接置かないようにする。また、ロールカーペットは縦置きせず、必ず横に倒して、2~3段までの積みで保管する。タイルカーペットの場合は5~6段とする。よって正しい。	○

P8.

P9

P10

P11.

「現場管理, 材料管理」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
18025	材料の保管	塗料	塗料等が付着した布片で引火のおそれがあるものについては、その塗料の保管場所に保管した。	JASS18 火気に注意し、爆発や火災等の事故を起こさないようにする。また、塗料をふき取った布や塗料が付着した布片等で自然発火を起こす恐れのあるものは、作業が終了した後、速やかに処理する。よって誤り。	×
27032	材料の保管	ALC薄形パネル	外装に使用するALC薄形パネルは、台木を用いて1.0mの高さに積み重ねて、屋外に、防水シートを掛け雨露等がかからないように養生をして保管した。	ALC薄形パネル設計施工指針 ALC薄形パネルとは、厚さが35mm以上75mm未満のALCパネルを言う。また厚さが75mm以上のパネルは厚形パネルと言う。パネルの保管は、平坦で乾燥した場所を選び、パネルが直接地面に接しないように、かつパネルに反り、ねじれおよびひび割れなどの損傷が生じないように木材などの台木を用いて積み重ねる。また、パネルを屋外に保管する場合には、降雨時などに備えシート掛けなどの養生を行い、水がはね上がるおそれがあるような場合には地面にビニールシートなどを捨て敷きする。 パネルを積み重ねる場合は、同じ長さのパネルをまとめるなどし、安定性に留意して積み重ねる。その高さは、作業性や安定性を考慮して高さを原則として2.0m以下とする。よって正しい。	○
24122	材料の保管	PCa部材	プレキャスト部材の積み重ねの数を、床部材は8枚まで、柱部材は平置きで4段までとすることを計画した。	JASS10 床板の平置きは、木材や鋼材を利用した台木を並べ、水平に積み重ねる。台木の本数は、部材の大きさにかかわらず2本を原則とし、均等に荷重がかかるように配置する。3本以上の台木を使用しても、いずれかの1本は部材に接しない台木ができて、その上に部材を積み重ねると、部材に曲げひび割れの生じるおそれがある。積み重ねの段数は地盤の支持耐力や板厚により異なるが、通常は平板部材で6段程度まで、柱部材で2段までとする場合が多い。よって誤り。	×
01122	材料の保管	PCa部材	工事現場において、バルコニー付きの床のプレキャスト部材を平置きで仮置きするので、ひび割れや変形等が生じないように、台木の位置を、組立て後にプレキャスト部材が支持される位置からできるだけ離れた。	JASS10 バルコニーのある床板や庇のある屋根板の場合は、台木を壁部材より支持される位置より離れた位置に配置すると曲げ応力が大きくなるので、部材の組立て後に壁板で支持される位置に台木を配置することが望ましい。よって誤り。(この問題は、コード「21121」の類似問題です。)	×
02033	材料の保管	押出成形セメント板	外壁工事に使用する押出成形セメント板の保管については、積置き場所を平坦で乾燥した屋内とし、台木を配置したうえで、積置き高さを最大で1.2 mとした。	JASS27 押出成形セメント板の保管に当たっては、水濡れを防止し、ねじれ、反りなどが生じないように平坦で乾燥した場所を選定し、養生を行う。枕木は2本とし、パネルの積み置き高さは1m以下とする。よって誤り。	×
17034	材料の保管	ガス溶接	ガス溶接等に用いる溶解アセチレンの容器については、転倒のおそれがあったので、横に倒して保管した。	労働安全衛生規則（ガス等の容器の取扱い）第263条 事業者は、ガス溶接等の業務（令第二十条第十号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に使用するガス等の容器については、次に定めるところによらなければならない。 三 転倒のおそれがないように保持すること。 八 溶解アセチレンの容器は、立てて置くこと。 よって誤り。	×
29021	材料の保管	硬質ポリ塩化ビニル管	呼び径150mm以下の硬質ポリ塩化ビニル管の屋外での保管については、ビニル管の反りや変形防止のため、通気性のよいシートで覆い直射日光を避けた平坦な場所に、角材の上に井げた積みで、その高さが1.5m以下であることを確認した。	公共建築工事標準仕様書 呼び径150mm以下の硬質ポリ塩化ビニル管を屋外で保管する場合は、ビニル管の反りや変形防止のため、通気性のよいシートで覆い直射日光を避けた平坦な場所に、角材の上に井げた積みで、その高さが1.5m以下とする。よって正しい。	○

P12

P13

P14